# 中部運輸局管内に限る。

事 務 連 絡 令和 2年 4月 3日 一部改正 令和 2年 8月 2 1日 一部改正 令和 2年 1 1月 1 9日 一部改正 令和 3年 2月 1 5日 一部改正 令和 3年 4月 1 5日 一部改正 令和 3年 7月 1 6日 一部改正 令和 3年 1 2月 2 8日 一部改正 令和 4年 2月 1 6日 一部改正 令和 4年 2月 1 6日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長 (公印省略)

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

今般の新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要な維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるような柔軟な運用が求められている。

また、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」(令和2年3月31日付け事務連絡)の発出に伴い、一般乗用旅客自動車運送事業については、事業計画の変更を要しない休車の特例措置(以下、「臨時休車」という。)を下記のとおり講じることとしたので、遺漏なきよう取り扱うとともに関係団体等へ周知されたい。

記

- 1. 対象となる事業
  - 一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー及び福祉輸送事業限定を除く。)
- 2. 対象となる事業用自動車 当該事業者の営業所を管轄する運輸支局へ届け出ている事業用自動車
- 3. 必要な手続き

臨時休車を実施する営業所の所在地を管轄する運輸支局に休車リスト(以下、リスト)を 実施しようとする日の7日前までに提出することとする。また、これを変更しようとすると きも同様とする。

# 4. 適用方法等

- (1) 臨時休車は次のいずれかによることとし、リストに実施措置を記載すること。
  - ① 道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を行うこと。
  - ② 自動車車検証の有効期間が満了した状態で保有すること。
- (2) リストの提出により、道路運送法第5条第1項3号に定める事業計画(営業所ごとに 配置する事業用自動車の数)に変更は生じない。ただし、選任すべき運行管理者の数 については、「当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数」から臨時休車車両数 を引いた数を40で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てるも のとする。)に1を加算して得た数とする。なお、整備管理者については、引き続き 事業計画に定める車両数に応じて必要となる人数を確保すること。
- (3) (1)②のリスト掲載車両については、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2に 規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の 損害を賠償する措置」について、特例としてその措置を必ずしも求めるものではな い。
- (4) 当該営業所の車両全てをリストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き(営業所廃止・減車・事業休廃止等)を行うこと。
- (5) リスト提出後、臨時休車車両の追加又は削除が生じる時は、全ての臨時休車車両を記載した新たなリストを提出すること。

### 5. 準特定地域に指定された地域における臨時休車の取扱いについて

- (1) 令和2年度及び令和3年度に準特定地域に指定された地域(以下「対象地域」という。)において、事業者ごとに、対象地域における事業計画上の総車両数が特例措置を講じた令和2年3月31日から当該地域が準特定地域に指定される前日まで(以下「対象期間」という。)に減少した数を限度として、臨時休車の適用期間満了(令和4年3月31日)までに、対象期間中の道路運送法第15条第3項に規定する減車(以下「減車」という。)車両を臨時休車に切り替える手続を行ったものについては、当該臨時休車車両が事業計画上の車庫に収容できることを確認できるものに限り、臨時休車したものとみなすこととする。
- (2) (1) の手続については、臨時休車に切り替える手続を実施する営業所の所在地を 管轄する運輸支局に別添様式及びリストを提出することとする。

#### 6. 臨時休車終了時の取扱い

(1) 臨時休車終了時には、車検切れ、自賠責保険未加入、任意保険未加入とならないよう 措置し、車両を通常使用すること。また、道路運送法第23条に基づき、営業所ごと に、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数によって規定された数以上の運 行管理者を選任するとともに、旅客自動車運送事業運輸規則第35条に基づき、事業 計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任すること。

- (2) 全ての臨時休車を終了した時には、上記(1)の措置を実施し、その完了後リストを提出すること。
- (3) 4. (1) ①により一時抹消登録等を実施した事業者は、令和6年3月31日までに 登録を行わない場合には、減車がなされたものとみなす。また、4. (1) ②の車両 については、令和6年3月31日までに通常使用できるように措置することとし、措 置を行わない車両は、減車届出の提出を行うこと。

### 7. 適用期間

令和4年3月31日までとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ必要に応じ、随時取扱いの見直しを行うものとする。この場合、臨時休車を継続する車両について、リストの再提出は不要とする。

# 8. その他

臨時休車車両は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。